

平野区乳幼児健康診査未受診者連絡会設置要領

制定 平成 25 年 8 月 15 日

最近改正 令和 5 年 12 月 1 日

(設置)

第 1 条 この要領は、乳幼児健康診査未受診者家庭について、平野区役所の関係課が福祉サービスの受給状況等の関連情報 を集約することにより家庭状況を把握し、虐待予防も視野に入れて、乳幼児の健全な育成のために必要な支援につなげることを目的に、平野区乳幼児健康診査未受診者連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 連絡会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 乳幼児健診未受診家庭に係る福祉サービスの受給状況等関連情報の共有及び収集に関すること
- (2) その他必要と認められる事項に関すること

(構成)

第 3 条 連絡会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 地域保健担当課長
- (2) 保健福祉課こども見守り担当課長代理
- (3) 保健副主幹
- (4) 生活支援課長代理
- (5) 住民情報課長代理

(運営)

第4条 連絡会は、地域保健担当課長が必要に応じ構成員を召集して行う。

2 連絡会は、必要に応じて関連情報担当課の関係者のみで行うことができる。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、保健福祉課（地域保健）において行う。

(報告)

第6条 連絡会の開催結果について、その都度、保健福祉センター所長に報告する。

2 連絡会において、虐待発生のリスクが高いと判断した場合は、区長に報告するとともに、平野区要保護児童対策地域協議会（実務者会議）に報告する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営等に関する事項は、連絡会で協議して別に定める。

附 則

この要領は、平成25年8月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。